

# 共同住宅(アパート・マンション等)の水道について

共同住宅の水道料金の取り扱いには、**各戸検針**と**連合栓専用**があります。



## 各戸検針の場合

水道料金について水道局が各部屋の水道メーターを検針して料金を徴収する制度です。  
 ※所有者から水道局に対して各戸検針の申請及び契約が必要です。その際、条件として住宅部分の戸数が6割以上、また、水道局と所有者が締結した各戸検針に関する契約に対して、**入居者全員の同意が必要**です。

## 連合栓専用の場合

水道料金について水道局が親メーターを検針し料金の算定をして、所有者に一括して請求する制度です。

	各戸検針	連合栓専用
<b>00000</b> 親メーター	水道局が検針しますが、料金の請求はしません。	水道局が検針して、所有者に料金の請求をします。 ※連合栓の建物は使用者戸数によって料金の算定が異なります。空き部屋がある場合、水道局に世帯数の変更をすることにより、正しい使用者戸数で料金が算定されます。
<b>00000</b> 子メーター	水道局が検針して、各戸使用者に料金の請求をします。 ※子メーターは、使用者のメーターですから、メーターの取替えに必要な費用は所有者負担です。	所有者等が検針して、各戸使用者に料金の請求をします。
水道の開栓は？	各戸使用者は、水道局に届出が必要で、同意書（名義変更も兼ねる）を提出していただきます。	所有者または管理不動産会社に問い合わせてください。
転居に伴う料金の精算は？	各戸使用者は、水道局に届出が必要です。	
水道局への料金の支払いは？	口座引落しが義務です。 ※各戸使用者が支払います。	口座引落し又は納付書払いです。 ※所有者または管理不動産会社が支払います。

## 水道局からのお願い

共同住宅を建築予定の場合には、設計士及び那覇市指定給水装置工事事業者と相談の上、各戸検針又は連合専用のいずれかを工事の申請前に決めておく必要があります。選択にあたって、ご不明な点がある場合は水道局（料金課）にお問い合わせ下さい。